

訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、介護従事者も利用者も自分らしく生きられる
介護保険サービスを求める意見書

「馴染みのヘルパーさんの事業所が人手不足で廃業した。どうしたらいいの。」利用者の悲痛な声である。

訪問介護は在宅介護の要である。しかし、厚生労働省は、4月より実施する報酬改定で訪問介護の基本報酬を引き下げた。国は、介護人材不足問題は理解していると答弁していたにもかかわらず、人手不足が最も深刻な訪問介護サービスの報酬を引き下げるのである。

これでは、国がどこまで介護人材不足に向き合っているかに疑問を持たざるを得ない。

基本報酬は介護事業所運営の基本財源であり、経営を安定させる担保にもつながる。一方、加算取得は小規模の事業所であればあるほど困難になっている。

厚生労働省は、今回の報酬改定において訪問介護の介護職員割合が高いため、処遇改善加算率を全サービスで最も高くしたと説明している。取得促進に向け、相談窓口や事務負担を軽減するとしているが、新たな対策が提示されたわけではなく、介護人材不足への取り組みとしては不十分と言わざるを得ない。

利用者は、介護従事者に生き生きと笑顔で、長くこの現場で働き続けていただくため、基本報酬や処遇改善加算の引き上げを受け入れてきた。介護人材不足への取り組みを緊急に進めるよう求める。

行き届いた介護を実現するには、介護保険制度の抜本的な転換が必要である。国の公費負担割合を引き上げ、社会保障費を増やし、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要である。

厚生労働省は、今回の改定案を直ちに撤回し、訪問介護にかかる介護報酬を引き下げない改定を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

広島県庄原市議会

(提出先) 内閣総理大臣/財務大臣/厚生労働大臣/衆議院議長/参議院議長